**社会福祉法人羽陽の里評議員等の報酬等に関する規程**

　（目的）

1. この規程は、社会福祉法人羽陽の里（以下「法人」という。）定款第８条並びに第２１条

の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

1. この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

２　報酬等とは報酬及び費用弁償をいう。

　（評議員の報酬）

1. この法人の評議員の報酬は、評議員会に出席した場合、費用弁償を含み一回５，０００

円とし、全評議員の報酬総額は、各会計年度につき定款第８条に定める金額以内とする。

　（役員の報酬）

第４条　この法人の役員の報酬は、理事会及び評議員会等に出席した場合、費用弁償を含み一回５，０００円とする。

２　この法人の役員の報酬総額は、各会計年度につき２０万円以内とする。

　（旅費の支給）

第５条　評議員及び役員に対し、研修及び必要な外部主催会議等に赴く場合、旅費を支給する。

２　旅費の支給及び計算等に関し必要な事項は、法人の旅費規程に基づく。

　（準用）

第６条　評議員選任・解任委員会委員の報酬等は、この規程を準用する。

　（適用除外）

第７条　法人の職員が、その現に有する身分を保有したまま理事及び評議員選任・解任委員会委員に就任した場合は、この規程を適用しないものとする。

　（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

　（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

　（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

　　　附　則

　この規程は、平成２９年６月２１日から施行する。